

# 低入札価格調査基準価格の見直し

現場管理費が官積算の80%を下回ると、工事成績評定点が平均点未満となる工事の割合が増加し、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、公共工事の品質確保のため、低入札価格調査基準価格※の計算式を見直すこととした。

※低入札価格調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

## 低入札価格調査基準価格の見直しについて

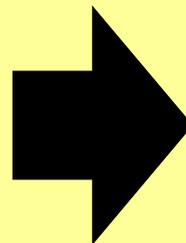
H21.4～現行

### 【範囲】

予定価格の7.0/10～9.0/10

### 【計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.70		
一般管理費等 × 0.30		



H23.4～

※平成23年4月1日以降に入札  
公告をする工事から適用

### 【範囲】

予定価格の7.0/10～9.0/10

### 【見直し(案)の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
<b>現場管理費 × 0.80</b>		
一般管理費等 × 0.30		

現場管理費の官積比が80%未満になると、工事成績評定点が平均点未満の工事となる割合が増加。

